

## 2026 年度日本台灣交流協會學術活動經費資助簡章

公益財團法人日本台灣交流協會為了促進日本與台灣下個世代之人才培育及增進日台交流，針對在日本或台灣所舉辦之學術活動提供部分經費資助。

本項事業是以 2026 年度預算通過為前提，依預算通過情況，資助決定也可能無效。

### 1. 符合資助對象之活動

在台灣或日本舉辦，且對促進日本研究與日台相互理解有助益之學術活動(國際會議、研討會、工作坊、研究會、演講等)。但以法學・經濟・社會・文學・語言・歷史等人文・社會科學領域為對象，不包括自然科學領域主題之活動。

### 2. 符合申請資格之機關(構)

日本或台灣之大學、研究所等研究及教育機關，或舉辦學術活動之非營利機構(恕不受理個人申請)。

但如屬下列任一情況，則不符合申請資格。

- (1) 日本之行政機關等國家機關、地方公共團體、獨立行政法人及地方獨立行政法人
- (2) 台灣之行政機關(教育、研究機關等除外)
- (3) 日本出資之國際機關

### 3. 資助內容

以 2026 年 4 月 1 日至 2027 年 3 月 9 日之期間內支出的下列項目費用為對象，提供部分經費資助。資助金額以台幣 11 萬元(約 50 萬日幣)為上限，所希望的補助額未必能全額補助。

可提供資助之項目如下：

- ① 需往返於日本台灣間之講者(指演講、發表或討論者。以下同。)之日台來回機票費(以經濟艙折扣票價為上限)
- ② 需往返於日本台灣間之講者之住宿費(本協會規定之上限額度內實報實銷。自活動前一日至活動結束當日。)
- ③ 場地租借費
- ④ 會場佈置費
- ⑤ 機器設備租借費
- ⑥ 口譯・翻譯費(以本協會規定之時薪為上限支付)
- ⑦ 宣傳費
- ⑧ 印刷裝訂費(會議資料製作費、報告書製作費)
- ⑨ 臨時工作人員雇用費(以本協會規定之時薪為上限支付)

- ⑩ 講者之謝禮金(以本協會規定之金額為上限支付)
  - ※ 謝禮金資助對象僅限非隸屬申請機關之外部講者
- ⑪ 其他(通訊費、國內・境內交通費等)
  - ※ 日本國內・台灣境內移動所需交通費之支付對象僅限於講者。(限大眾運輸交通工具但市內移動除外。)
  - ※ 國際機票費與國內・境內交通費，將以參加活動所需的最短停留日程為基準資助。
  - ※ 除活動前一天會場布置所需的臨時人員雇用費，以及製作會議資料所需的翻譯費外，其餘準備相關費用均不在資助範圍內。

#### 4. 選考方針

符合下列性質之活動將有較高優先順位。

- (1) 在台灣舉辦且對培育從事日本研究之碩博士生有助益，並以學生為主體之活動(例如：學生論文發表會、工作坊、研究會等)。
- (2) 在台灣舉辦並以一般聽眾(高中生・大學生・一般社會人士)為對象之日本研究相關之公開活動。

#### 5. 同意資助之條件

- (1) 申請機關(構)請務必在活動相關資料上註明本協會為協辦單位。※1  
也請提供海報、傳單等宣傳資料各 2 份予本協會。
- (2) 申請機關(構)於申請當時所填寫之活動計畫若有任何變更，請立即通知本協會並取得同意。
- (3) 申請機關(構)請擔負活動舉辦之全部責任，並確實注意活動實施時之安全。
- (4) 請勿從事營利活動、宗教活動、政治活動、選舉活動或其他任何違反舉辦宗旨之活動。
- (5) 申請機關(構) 請於活動結束後 1 個月內(3 月舉辦的活動於 1 週內)提交實施成果報告書(含收支報告)([連結表格](#))。此外，本協會提供經費資助之項目，請務必附上相關收據正本(如為影本，請加蓋「與正本相符」章)。機票部分，收據之外也請務必加附電子機票影本以及往返程之登機證存根(航空公司發行之搭乘證明亦可)。
- (6) 申請團體請自行負責必要之就源扣繳。※2
- (7) 如在資助金之接受或使用上有任何不正當行為時，請遵從資助金取消或歸還之命令(包括額外費用)。※3

※ 1 請將本協會之 LOGO、日台友情之 LOGO 及主視覺也刊載於活動相關資料上。必須刊載兩種 LOGO，建議刊載主視覺。這些圖檔將於同意資助之後提供。

- 日本台灣交流協會 LOGO <https://www.koryu.or.jp/about/introduction/logo/>
- 日台友情 LOGO <https://www.koryu.or.jp/friendship/logo/>
- 日台友情主視覺 <https://www.koryu.or.jp/friendship/logo/>

※ 2 臨時工作人員雇用費及講者謝禮金等是就源扣繳之對象。就源扣繳手續等詳情，請

洽詢稅務機關。

- ※ 3 對於有不正當行為之申請者，除了之後會採取暫停其一定期間之申請資格等措施外，亦會視情況追究其刑事責任。

## 6. 資助金之交付方式

同意經費資助申請時，會通知資助金額上限。

活動結束後，接受資助之申請機關(構)於所下載之申請書所附之實施報告書內填入必要事項，並與相關文件一併提交。經本協會審查完成後，確定最終資助金額，並將其匯入申請機關(構)名義下之銀行帳戶。

## 7. 申請方式

請由以下連結下載申請書並填入必要事項後，與其他所需文件(依申請書記載)一併以電子郵件方式傳送至 10. 之任一申請・洽詢單位。電子郵件內請留聯絡電話。若於傳送後一週內未收到申請完成通知，請來電或以電子郵件確認。

申請文件當中，對於無本協會指定格式之文件，請盡量合併成一個 PDF 檔並將其壓縮至最小。(本協會信箱無法接收超過 10MB 的電子郵件。)

- 申請書下載：[https://www.koryu.or.jp/Portals/0/taipei/2026/0522/apply\\_form2\\_tw.docx](https://www.koryu.or.jp/Portals/0/taipei/2026/0522/apply_form2_tw.docx)
- 必要文件請依申請書上所列順序附上。
- 郵件名稱請設定為「【學術活動經費資助申請】活動名稱」或「【學術活動經費資助報告】活動名稱」(較長的活動名稱可簡略。)
- 已提交之申請書及所附文件將不予退還。

## 8. 申請期間

第 1 次(2026 年 4 月 1 日～2027 年 3 月 9 日舉辦・結束之活動)

：至 2026 年 1 月 30 日(金)止

第 2 次(2026 年 9 月 1 日～2027 年 3 月 9 日舉辦・結束之活動)

：至 2026 年 6 月 30 日(火)止

※ 第 1 次申請時未獲同意資助之活動，不可於第 2 次再提出申請。

※ 第 2 次招募可能因故取消，欲申請者請事先於本協會官網或 FB、IG 確認。

## 9. 選考結果通知

- (1) 審查結果，第 1 次會在 2026 年 3 月下旬之後，第 2 次會在 8 月下旬之後通知所有申請者。
- (2) 恕不接受關於審查結果之任何詢問。

## 10. 申請・洽詢單位

請向申請機關(構)所在地，下列之一單位申請・洽詢。

(1) 日本

日本台湾交流協会東京本部 総務部 日本研究支援事業担当者あて  
〒106-0012 東京都港区六本木 3 - 16 - 33 青葉六本木ビル 7F  
Tel : 03(5573)2600 Fax : 03(5573)2611  
Email : [jpnstud-k1#k1.koryu.or.jp](mailto:jpnstud-k1#k1.koryu.or.jp) ※1

(2) 台湾

日本台湾交流協会 台北事務所 新聞文化部 日本研究支援事業承辦人  
10547 台北市松山區慶城街 28 號 通泰大樓  
Tel : (02)2713-8000 # 2413  
Email : [jsevent-k1#tp.koryu.or.jp](mailto:jsevent-k1#tp.koryu.or.jp) ※1  
※1 為防止垃圾郵件，將@改成#標示。

11. 申請時同意事項

申請本項事業之前，請務必詳閱下列事項。當您提出申請，即視為您已同意所有事項並願意遵守。

(1) 活動相關資訊之公開

如獲資助，申請者或申請機關(構)之名稱、活動概要等資訊，將會公開於日本台灣交流協會之事業實施報告書、網站等。

(2) 個人資料之處理

**※以下關於個人資料相關記載之中文翻譯將於日後增補。請您務必於提交申請時再度確認此項目。**

①適用法の遵守

公益財団法人日本台湾交流協会(以下、「当協会」という)は、申請者または申請団体から取得する個人情報の重要性を認識し、以下の事項に準拠し、細心の注意をもって管理を行い、適切な取り扱い及び保護に努めます。

また、本事業に応募した場合には、個人情報に関する当協会の取扱いを了解したと理解します。

②個人情報の取得

当協会は、以下の表のとおり個人情報を取得し、利用目的の範囲内において取り扱います。

事業種類	取得する情報の種類	取得方法	利用目的
・学術イベント助成	A 群 ・代表責任者 (氏名、職名) ・招へい予定者	・申請書 ・同添付資料	A 群のみ ・公表資料への掲載 (事業報告書、機関誌、SNS、 ウェブサイト等)

	(氏名、職名) ・参加者 (氏名、職名)		
	B群 ・経理責任者 (氏名、職名) ・事業担当者 (氏名、職名、電話番号、メールアドレス) ・招へい予定者 (氏名、職名、電話番号、メールアドレス、性別、生年月日、国籍、学歴・経歴、業績)		

### ③個人情報の利用期間

当協会は、上記の利用目的達成に必要な期間、申請者または申請団体から取得した個人情報を取り扱い、利用期間終了後は、当協会の管理責任の元で適切に廃棄・消去いたします。

### ④個人データの提供について

当協会は、個人情報保護法に定める場合を除き、本人の同意なく、取得した個人データを第三者に提供することはありません。

ただし、上記「②個人情報の取得」に記載された利用目的を達成するため、以下に示す業務内容の範囲で委託先に個人データを提供することがあります。その場合、情報の安全管理が確保されると確認された委託先を選定し、適切な監督を実施します。

\* 外部専門家への審査委託

### ⑤個人データの越境移転

当協会は、日本国外にある第三者に対し、個人情報保護法に定める場合を除き、本人の同意なく、取得した個人データを提供することはありません。

### ⑥18歳未満の個人情報について

当協会は、18歳未満の未成年者に関する情報を、保護者の同意を得ることなく、取得・処理することはありません。万が一、保護者からの同意を得ず、18歳未満の未成年者が当協会に個人情報を提供したことがわかった場合には、速やかに当協会にご連絡ください。

### ⑦要配慮個人情報について

当協会は、各事業の利用目的の範囲内において、個人情報保護法に定める場合または事前に本人から同意を得た場合に限り、本人の要配慮個人情報(宗教、健康状態、アレルギー、飲食の禁忌、上記「②個人情報の取得」に記載されているものを含む。)を取得することがあります。

#### ⑧個人情報の管理について

当協会が取得した個人情報は、当協会内において厳重に管理し、不正アクセス、紛失、破壊、改ざん及び漏洩などの個人情報に関するリスクに対して予防措置及び是正を含むセキュリティ対策を講じております。

#### ⑨個人情報提供の任意性について

当協会への個人情報のご提供は任意です。ただし、必要な情報の提供がない場合には、採用のための書類選考等ができない場合がありますので、予めご了承ください。

#### ⑩保有個人データの開示・訂正・削除等について

当協会は、当協会が保有する個人データの開示・訂正・削除等について、本人であることを確認できた場合に限り、合理的な範囲でお問い合わせに応じるものとします。

#### ⑪事業関係者の個人情報

申請者または申請団体から提出を受けた②に記載されていない事業関係者の個人情報についても、上記①～⑩の取扱いとなりますので、申請者または申請団体より事業関係者に事前にご説明の上、同意を得てください。

#### ⑫連絡窓口

本「個人情報の取り扱い」に係るご意見・疑問点等は、募集要項10.に記載の連絡先にお寄せください。

また、当協会の代表者情報は、当協会のサイトにある役員名簿をご確認ください。

<https://www.koryu.or.jp/about/introduction/roster/>

#### (1) 關於確保在海外舉辦活動之安全

① 在台灣舉辦活動時，請透過外務省海外安全網頁取得並確認當地安全資訊，以確保參加者之旅外安全。

※外務省海外安全網頁：<https://www.anzen.mofa.go.jp/index.html>

② 前往台灣時，請到「たびレジ」登録，致力確保旅外安全。

※「たびレジ」：<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>